第十九条に次の一号を加える。

四　事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

第三十条各号列記以外の部分中「所在地又は」を「所在地」に改め、「第十九条第三号に掲げる事項」の下に「又は同条第四号に掲げる事項」に加える。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

五　船舶所有者が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）

ロ　当該船舶所有者が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

六　船舶所有者が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

第十六条各号列記以外の部分中「又は」を「、」に改め、「住所」の下に「、第四条第五号に掲げる事項又は同条第六号に掲げる事項」を加え、同条第一号中「及び住所」を「、住所、第四条第五号に掲げる事項及び同条第六号に掲げる事項」に、同条第二号中「又は住所及び変更の年月日」を「、住所、第四条第五号に掲げる事項又は同条第六号に掲げる事項及び変更の年月日」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号イを次のように改める。

イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

第十三条第一項第三号ハ中「この号において」を削り、「内国法人以外の法人をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四　事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

第十三条第三項第一号中「船舶所有者の」の下に「氏名及び」を加え、同項に次の二号を加える。

五　船舶所有者が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号又は会社法人等番号

ロ　当該船舶所有者が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ　内国法人又は外国法人の別

六　船舶所有者が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

第二十三条第一項中「又は」を「、」に改め、「第十三条第一項第三号に掲げる事項」の下に「又は同項第四号に掲げる事項」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「又は」を「、」に改め、「住所」の下に「、第十三条第三項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

規　則

○中央労働委員会規則第二号

中央労働委員会は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十五日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の五第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。